

2003年度予算編成にあたっての要望書

熊取町長 上垣 正純 殿

2002年11月 日

日本共産党熊取町会議員団

義本 元彦

小玉 不二男

坂上 巳生男

貴職のご精励に心から敬意を表します。

今、私たちのまわりの暮らし、営業の実態をみると、自民党政治の古い枠組みがゆきづまって矛盾がふき出し、もはや新しい世紀に通用しないことがますます明らかとなってきました。小泉内閣が編成している来年度予算では、国民からの大収奪、大企業バラマキが特徴となっています。顕著な例では、大企業・ゼネコン向けに2兆円以上の減税の一方、国民の命に責任を負う社会保障の分野で3兆2400億円という国民負担増が押しつけられようとしていることに表れています。

外交についても、諸外国からみて異常なアメリカ追従がつづいています。アメリカの強い要請にこたえて、自衛隊の海外派兵や、地方自治体や民間施設も動員する有事法制を今国会で成立させようとしていることは、国民にとって極めて危険な動きです。イラクへの対応も、日朝問題についても国際信義にもとづいた平和的交渉で事態の解決をはかるべきです。

地方政治をめぐる動向については、5年前に出された政府の「地方行革」の方針がいつそう強く打ち出されています。老人医療費助成打ち切りにみられる自治体の役割の縮減、民間委託の推進、民間経営の手法の導入など、福祉と暮らしについての行政の責任放棄といえるのではないのでしょうか。政府による自治体への借金つき「開発会社」化の政策も加重されています。

そして今、市町村合併の押しつけと、地方への財源保障制度を崩すことを“車の両輪”とした、地方自治制度の破壊のくわだてが進められています。私たちは、自治体の合併の是非は何よりも、そこに住む住民の合意と自治体の自発的な意志によって決められるべきであると、考えます。町長が9月議会で示された市町村合併についての住民本位の考え方を、自治体らしい自治体をめざす町づくりに結実させることを願うものです。

一方、こうした国から自治体へのしめつけ、施策のゆきづまりの中で「住民が主人公」へむけ、自治体らしい自治体を取りもどそうと住民の運動に根ざした新しい変化が生まれつつあります。徳島県、長野県、高知県などにそれを見ることができます。

このような背景のもと、熊取町2003年度予算編成にあたっては、「住民が主人公」の立場にたって、憲法と地方自治の本旨を生かし、政府に対し、有事法制は地方自治の精神にそうものではないこと、合併の押しつけはやめるべきことを強く求められますと共に、熊取町4万3千の町民の願い実現へいっそう努力されますよう、以下について要望いたします。

- 記 -

(一) 地方財政の拡充を求め、民主的な町政運営と平和に役立つ町政をすすめる

- 1) 憲法の民主的・平和的条項と地方自治法の目的・任務を厳守し、「地方分権」を本来の趣旨にそって、住民の暮らしに活かす立場を貫く。
- 2) 国・府からの住民無視の市町村合併の押しつけに反対し、町長の表明している「熊取のよさを生かし、住民の安全で豊かな暮らしを守るのが行政の責任」という行政をすすめ、「住民こそ主人公」の立場をつらぬく。
- 3) 地方交付税の削減に反対し、制度の見直しにあたっては、地方への税源委譲と一体で論議することを国に求める。
- 4) 町債の一括償還・低利債への借り換えを、国・府・関係機関と強く交渉して実現に努める。
- 5) 住民と町職員に犠牲を押し付ける国・府の「地方行革」に従った「熊取町行政改革大綱」をみなおし、住民本位で自主的・民主的・効率的な行財政改革をすすめる。オンブズマン制度の導入など、町政の民主的運営を保障する制度を充実させる。
- 6) 各種審議会・委員会の委員公募を広げるとともに、女性の登用をいっそうすすめる。会議は公開とする。
- 7) 住民や自主的・民主的な住民諸団体との意見交換を緊密にし、積極的、建設的な意見・要望を「ひとと自然にやさしい」まちづくりに反映させる。
- 8) 「非核平和都市宣言」を生かして、町独自の「平和の日」の制定や戦争展、戦争史跡見学などの行事を拡充し、非核・平和運動などへの助成をつよめる。あらゆるテロ行為に反対するとともに、自治体・住民も動員する戦争準備の有事法制に反対する。
- 9) 「人権条例」を廃止し、人権啓発や人権教育に名を借りた心の管理強化をやめる。府人権協などへの不当な支出を取りやめ、固定資産税の「同和減免」を廃止する。
- 10) 住民サービス充実のため、必要な職員の増員、臨時職員の正職化を行い、職員組合と協力して適切な提言を取り上げる。職員の労働条件・労働基本権・政治活動などの権利を保障し、臨時職員の待遇・社会的身分の保障を行う。職員の勤務評定制度は導入しない。
- 11) 交際費、食糧費、報償費などを厳しく点検し冗費・浪費をなくす。常勤特別職職員の退職手当については、一般職員に準ずることを原則とする。
- 12) 工事・物品など入札については、一般競争入札を原則とし住民の疑惑を招かぬよう厳正に行う。清掃、衛生などの継続的に必要な業務委託については、行政の公正・公平性の確保のため点検機関を設置する。

(二) 福祉・医療を充実し、住民のいのちとくらしを守る

- 1) 健康保険・老人医療制度の改悪に反対し、医療の充実を国に求める。
- 2) 年金給付の引き下げ(物価スライド凍結解除)に反対し、生活保護基準の級地の引き上げを国に求める。
- 3) 府に「緊急小口資金」の貸し付け限度額の引き上げを求め、町の「生活援護資金」についても貸し付け限度額の引き上げ、申請手続きの簡素化を進める。固定資産税などの公租公課に負担能力のない住民に対して町独自の免除・減額措置を行う。消費者相談、法律相談の充実をはかる。
- 4) 国民健康保険料の値上げを行わない。一般会計からの繰り入れを増額し、国に対して国庫補助45%の復活、長期療養患者の特別交付金の引き上げ求め、府に国保会計への補助の引き上げを要求する。町独自の国保料減免要綱を住民に周知するとともに、その内容をいっそう実効性のあるものに改める。
- 5) 水道・下水道料金や各種の使用料・手数料など町の公共料金の値上げをせず、減免制度を導入する。
- 6) 府に、医療費公費助成の補助率引き上げを求める。
- 7) 介護保険は、誰もが安心して公的介護が受けられる、を前提に国と町の責任で必要な介護サービスを整備する。保険料・利用料の制度改善を国に求め、町独自の減免制度をつくる。保険料見直しにあたっては、高齢者の生活実態に見合った段階設定を行い、引き上げ額は極力抑える。国の補助率・単価の引き上げを求める。認定は、審査会の公正性を確保し、生活実態を反映した認定基準で判断する。聞き取り調査など、利用者の実態把握に努める。町として、居宅介護支援事業(ケアプラン作成)を行う。
- 8) 町の「老人保健福祉計画」の内容をいっそう充実させ、介護予防の施策を推進し、サービスの質と量の確保に努めて自治体としての公的責任を果たす。そのための財源保障を国に求める。地域福祉活動を行う民間非営利団体への支援を強める。
- 9) 「熊取ふれあいセンター」に正規職員による専門職員を配置する。デイサービスセンター・介護支援センター・訪問看護センターを設置し、診療所を併設して、名実とも町の保健・福祉・医療サービスの中核施設に充実する。
- 10) 障害者(児)基本計画にもとづき、雇用の促進、「ひまわり共同作業所」の家賃・施設・運営など助成の強化とともに、法人化に向けての支援を強める。障害者(児)に対する町独自の給付金を増額し、公共公益施設、交通施設などのバリアフリー化をすすめる。支援費支給制度については、わかりやすいパンフレットを作成するなど情報提供に努め、職員配置・相談体制を整える。
- 11) 町の社会福祉協議会が地域福祉を推進する核としてその機能を十分に発揮できるよう、町が責任をもってその体制の拡充・補助の増額などをすすめる。シルバー人材センターへの援助を強め、法人化を積極的にすすめる。
- 12) 外来を含めた学齢期までの乳幼児医療の無料化の実施を国・府に求め、当面三歳児まで広げるなど町の独自制度の拡充をはかる。

- 13) 保育事業は、0歳1歳児保育・障害児保育の拡充、土曜日の一泊保育、平日の保育時間の延長、正職保育士の比率を高め、臨時保育士も含めて保育内容の改善に努力し研修を強める。
- 14) 町立保育所の、効率優先の安易な統廃合・民営化はしない。
- 15) 民間保育所の保育士が労働条件を保障されるよう、町として必要な援助を行う。
- 16) 学童保育事業は、「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との合意事項や協議を尊重し、助成を強める。学童保育所施設の改善をすすめる。児童館構想を具体化する。
- 17) 「町営葬儀」は、町内各団体の協力も得て、その利用を広く住民に呼びかける。委託業者には、条例厳守を指導し、委託内容についても住民の意見をよく聞き検討・改善する。

(三) 緑豊かで、安全・便利・快適なまちづくりを すすめる

- 1) 町の公共施設や公益施設の耐震性の点検と必要な補強を行い、消防力の一層の強化、防災拠点の整備を進めるなど、地震、火災、水害、放射線災害など災害に強いまちづくりをすすめる。国に原子力防災のための財源保障の強化を求める。
- 2) 東海村JCOウラン臨界事故を教訓として、町内4カ所の核物質取り扱い施設による事故の危険から住民の安全確保のための体制を整える。オフサイトセンター維持管理のための財政措置を国に求める。熊取町は、四施設に対して、安全対策の取り組み状況について定期的な報告を求めるとともに、必要に応じて立ち入り調査を行う。住民避難訓練の実施、町職員の安全教育及び住民への科学的知識の啓発など国と共に実施する。住民参加の安全監視体制および住民によくわかる情報公開を行う。
- 3) 乱開発から住環境を守るため、ガケ地、急傾斜地の開発・建築の禁止、緩衝緑地設置の義務づけ、十分な駐車場の確保、開発負担金の引き上げなど、開発指導要綱の規制を強化し、厳正な適用と開発指導の体制をつよめ、無秩序な住宅開発を抑制、公園や緑地・歩道を計画的に配置する。
- 4) まちづくりや開発事業については、過去の開発事業での教訓・問題点を生かして対処するとともに、「都市計画審議会」への住民参加をすすめる。町は、「開発者負担の原則」を厳しく適用する。
- 5) 道路計画は、子どもから高齢者まで安心して歩ける道を増設することを第一目標とする。歩道の段差解消、障害物撤去をすすめる。JR熊取駅前周辺すべての道路の迷惑駐車対策を強化し、歩行者の安全対策をすすめる。
- 6) 国・府に対して、岸和田南海線の事業促進、外環状線下りニュータウン口から野田交差点間の拡幅と歩道設置、国道170号線・泉佐野富田林線・泉佐野打田線の拡幅を強く要望する。町内の生活道路の整備・舗装・歩車道分離・信号設置など交通安全施設の拡充、交通規制など安全第一の道路交通対策を強化する。朝代・大宮線、久保・高田線の安全対策など事業を促進する。住宅地内の大型車通り抜けを禁止する。

- 7) ゴミの分別収集、リサイクルを一層強化し、ダイオキシン発生源となる塩化ビニール類を燃やさない。産業廃棄物の不法投棄に対する監視・指導を強める。ゴミ収集委託業者への指導を強化し、公的事業としての自覚を高めさせる。
- 8) 公害企業の進出を認めず、公害は発生源で規制する。外環状線、紺屋、大久保地区の騒音・排ガス測定を行うなど監視・測定体制を強め、町独自の「公害防止条例」を制定する。中小企業の公害防止のため資金・技術・移転などの援助を行う。公共建造物にソーラー発電機の設置をすすめ、個人設置に町独自の援助を行う。
- 9) 住吉川の臭気・汚染対策を強め、大阪府に河川管理者としての対策を求める。事業所排水に対する指導を強化し、町としても必要な援助を行う。
- 10) ため池、河川、用排水路の整備、公共下水道事業を促進する。流域下水道、公共下水道に対する国庫補助率の回復・引き上げ、補助対象の拡大などを求める。公共下水道使用料、受益者負担金の引き下げをはかる。側壁崩壊・危険部分の多い見出川の改修を促進する。
- 11) 町独自の「環境保全条例」を制定し、風俗営業・遊戯場などの進出を規制する。
- 12) 歴史文化ゾーンの整備にあたっては、住民の意向を十分に尊重する。工場跡地周辺の整備と併せて住吉川の浄化・整備をすすめ、JR熊取駅と歴史文化ゾーンを結ぶ緑道(遊歩道)を設置する。
- 13) 町営住宅の立て替えにあたっては、居住者の意向を尊重しつつ、まちづくりに配慮した計画をすすめる。府営住宅の改築・制度見直しにあたっては、居住者の要望が反映されるよう府にはたらきかける。
- 14) 墓地公園整備については、地元合意を尊重しつつ、住民要望にそって計画を促進する。
- 15) 関西国際空港の軍事利用を許さず、二期工事による熊取町の環境破壊を許さない姿勢を貫く。二期工事の中止を国・府に求める。

(四) ゆきとどいた教育をすすめ、文化・スポーツの振興をはかる

- 1) 教師による暴力・体罰をなくし、「児童生徒こそ学校の主人公」を共通の認識に、児童生徒の人格の尊重を貫く。不登校・いじめ・学校内外での暴力・非行の根絶へ全教師、教育関係者が一体となって対処し、教師の増員、加配継続を府に求める。保護者、地域との交流をいっそう深め、協力共同の体制を強める。
- 2) 「日の丸」「君が代」、天皇の美化・神格化・元首化のおしつけや、部落解放同盟の学校教育への介入など一切の偏向教育を許さず、「新学習指導要領」の押し付けをやめ、憲法・教育基本法にそった教育の自主性を守る。
- 3) 教育予算を増やし、30人以下学級の実施を早期に行い、学校施設の整備をすすめる。教材費・需要費を充実させ、クラブ活動費も含めて父母負担の軽減をはかる。学校給食は直営を維持し、輸入米を使用せず、熊取産米の使用につとめる。給食材料のうち生鮮野菜などは地元産品の低農薬野菜の導入をすすめる。児童生徒の通学時の安全のため、標識設置、車輛通行禁止、経路変更などなど通学路対策に行政主体で学校・地域協力のもとにすすめる。
- 4) 必要なすべての小中学校に養護学級を置き、教師の増員・介助員の継続雇用など体制をいっそう整えて、すべての障害児に教育を保障することに努める。
- 5) 社会・教育環境の激動のもと、児童生徒と父母の実情をよくつかみ、カウンセラーの増員と教育相談体制の充実で、教師・父母・子どもたちの悩みに応える。
- 6) 教育扶助制度を父母に知らせ、その適用範囲を拡大するとともに、熊取町独自の私学助成制度をつくる。
- 7) 町立図書館、学校図書館の充実をはかる。学校図書館司書を週5日勤務とし、常に「ひとのいる」学校図書館とする。
- 8) 老人憩いの家は、地域住民の文化活動など各年代の要望に応える多用途で利用のしやすい、施設・運営に改善する。町としての管理を継続する。
- 9) こども会や文化・スポーツ団体への助成を強め、スポーツ指導員を養成する。町民グラウンドに夜間照設備を設置する。

（五）地元商工業・農業を守り発展させる

- 1) 国・府に対し、地域産業と中小零細企業の救済と振興・雇用の創出などに実効性のある不況対策を求める。町としての緊急雇用対策を具体化する。
- 2) 町の商工業振興について、関係団体、業者と協議してすすめるとともに、昨年度策定した「熊取町産業振興ビジョン」の具体化へ職員の配置、商工業調査、町づくり計画との調整など推進へ努力する。
- 3) タオル産業育成のため、セーフガードの発動を国に求める。
- 4) 町内商工業者の経営相談に積極的に対応し、熊取町商工会等と連携してその解決に努める。金融機関に対し、貸し渋り・貸しはがしをしないよう申し入れを行う。
- 5) 町が行う小規模事業や施設の修復は、町内零細企業・一人親方に優先して発注する。分割発注・受注団体への組織化援助など、町の事業・物品購入の地元業者優先をさらにすすめる。国と府に対しても町内で行う事業については地元業者に発注するよう求める。
- 6) 町の発注する事業・物品購入は、一般競争入札を原則とする。前渡金制度、工事費の出来高払の制度をきめこまかく実施し、下請け業者に対して価格・支払い条件など適切な契約がなされるよう指導を強める。
- 7) コメ輸入拡大による上乘せ減反をやめ、コメ自給の原則を貫き、食糧自給率引き上げを国に求める。輸入野菜の急増による、生産者価格の暴落に対しセーフガードの発動を国に求める。
- 8) 熊取特産のキャベツ、タマネギ、サトイモ、フキに府独自の価格安定対策を求める。
- 9) 遺伝子組み換え食品すべての表示を義務づける。食品の安全基準の大幅緩和を義務づけたW T O協定の改正を国に求める。
- 10) 農業用水路・農道・ため池の整備、灌漑水の確保など営農環境の整備をすすめる。畜産の悪臭防止、し尿処理策をはじめ、農業畜産業の経営条件の整備に指導援助を強める。
- 11) 農業収益や小作料を上回る不当な固定資産税の評価と課税をやめ、生産緑地制度の早期実施をはかり、農と緑のある住みよい町づくり、災害につよい町づくりを促進する。農地に対する相続税納税猶予制度の継続強化を国に求める。
- 12) 新鮮で安全な学校・保育所給食を実現するため、地元で採れるコメや野菜の生産と供給体制について、関係農業団体と協議して具体化する。町が主催する農畜産物の産地直売・朝市の定期化などで熊取の条件を生かした都市近郊農業の振興をはかる。